

平成26年 教育委員会第9回定例会 会議録

日 時 平成26年5月27日（火）

午後3時00分～午後4時10分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第27号』 千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- (2) 『議案第28号』 千代田区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則
- (3) 『議案第29号』 千代田区子ども・子育て会議委員の任命

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 平成26年度教育委員会における重要課題

第 3 報告

【子育て対策担当課】

- (1) 子ども・子育て支援新制度の概要

【児童・家庭支援センター】

- (1) 平成26年度学童クラブ学年別在籍者一覧（平成26年5月1日現在）

【指導課】

- (1) 教科書展示会の実施

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（6月5日号）掲載事項

出席委員（4名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	中川 典子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（11名）

子ども・教育部長	高橋 誠一郎
次世代育成担当部長	大矢 栄一
参事（子ども健康担当）	田中 敦子
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健

子ども支援課長	北村 雅克
子育て対策担当課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
学務課長	伊藤 司
指導課長	佐藤 興二

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長	<p>開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。</p> <p>ただいまから平成26年教育委員会第9回定例会を開会します。</p> <p>本日、欠席はございません。</p> <p>今回の署名委員は、古川委員にお願いいたします。</p>
古川委員	<p>承知しました。</p>

◎日程第1 議案

子ども総務課

- (1) 『議案第27号』千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- (2) 『議案第28号』千代田区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則
- (3) 『議案第29号』千代田区子ども・子育て会議委員の任命

近藤委員長	<p>日程第1、議案に入ります。</p> <p>議案第27号、千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例について、子ども総務課長より説明を願います。</p>
子ども総務課長	<p>それでは、議案第27号、千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。</p> <p>こちらは、現在改築工事が進んでおります神田一橋中学校の改築に伴います学校の目的外利用による使用料の変更についての条例改正でございます。</p> <p>改正の内容につきましては、前回のこの委員会で協議いただきました内容と同じでございますので、本日、詳細の説明は省略させていただきます。</p> <p>施設の開設に伴い、使用料の一部を値上げし、また、新たな使用料の区分を設定するものであります。</p> <p>施行期日は、平成26年9月1日からになります。</p> <p>ご説明につきましては以上です。</p>

近藤委員長 ありがとうございます。
前回、協議ということで、幾つか質問してお答えはいただいていると記憶をしております。
いかがでしょうか。ご質問等ございますか。よろしいですか。
(なし)

近藤委員長 特にないようですので、採決に入ります。
議案第27号について採決をします。
賛成の方は挙手を願います。
(賛成者挙手)

近藤委員長 全員賛成につき決定することとします。
続きまして、議案第28号、千代田区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長 それでは、議案第28号、千代田区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。
お手元の資料をご覧ください。
こちら、資料を1枚おめくりいただいて、2枚目をご覧いただいたほうがわかりやすいかと思いますが、現在こちらの委員会を傍聴する際に、傍聴者の方にはご住所とお名前を書き添えていただいております。その記入していただく傍聴受付簿、こちらの資料の右側の(旧)というところがございますように、現在はこの帳簿形式になっておりまして、上から順番に、来た方から名前を書き添えていただく形をとっております。しかしながら、この形式をとりますと、後から来た方が、前の方の住所とお名前を見られるという状況になってしまいますので、プライバシーの観点から問題があるのではないかとということで、今回、事務局の案といたしまして、左側にありますように、こういった受付簿形式から受付票の形式にいたしまして、それぞれ1枚ずつ書いていただくという、そういった形に改めたいと考えまして、今回の規則改正の議案を提出したものでございます。
したがって、規則改正の内容といたしましては、受付簿を受付票に直すということと、この様式を変更するという、そういった内容になっております。
こちらにつきましては、26年6月1日からこちらの改正後の規則に基づきまして、傍聴者の方のお名前の記入をしていただくように改めたいと考えております。
ご説明につきましては以上です。

近藤委員長 ありがとうございます。
説明内容は、プライバシーの観点から、一覧表になっている受付簿から各個人が記載する受付票に改めるということです。
いかがでしょうか。ご質問ございますか。よろしいですか。
(なし)

近藤委員長 特にないようですので、採決に入ります。

議案第28号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき決定することとします。

続きまして、議案第29号、千代田区子ども・子育て会議委員の任命について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、議案第29号、千代田区子ども・子育て会議委員の任命についてご説明いたします。

千代田区の子ども・子育て会議につきましては、子ども・子育ての新制度、来年度から始まりますが、そちらに伴いまして、区で条例を定めて、区の附属機関ということで、子ども・子育て会議を設置しているところでございます。附属機関でございますので、こちらの会議の委員の任命につきましては、教育委員会の議決事項ということになっておりますので、本日、議案ということで出させていただきました。

この委員の中に、充て職という形で、特定の役職にある方につきましては、自動的にこの委員をやっていただくということをお願いしているところがございます。そちらが、今日の資料の表にございます最初の保護者代表、こちらは小学校のPTAの代表という形で入っていただいております。それから、2番目の方が、区立の中学校のPTA協議会会長ということで、中学校のPTAの代表ということで入っております。あと、3番から7番までにつきましては、行政となっておりますが、こちらは区の子ども・子育て関係の管理職が入っておりますので、人事異動に伴いましての変更ということになります。

この子ども・子育て会議の委員の任命につきまして、本日、議案として提出するものでございます。

こちらにつきましては、次回の会議、6月4日に本年度最初の子ども・子育て会議を予定しておりますが、そちらから新しい委員ということで、会議を実施していきたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問等いかがでしょうか。

子ども総務課長

質問ですが、現在30名以内という、現在何名いらっしゃるんですか。

近藤委員長

現在25名でございます。

25名。そのうち、例年このくらいの数が変わる、要するに充て職で委員になっている方が大体このぐらいいらっしゃるという受けとめでよろしいですか。

子ども総務課長

今回は、特別に、平成27年度を初年度とする子ども・子育ての支援事業計画というのを現在策定しております、その準備をこの会議において昨年度から進めております。その関係で、本年度につきましては、できる限り、役職の異動があった場合でも継続的な議論ができるようにということで、平成

26年度から平成27年度にかけて継続的な就任をお願いいたしました。こちらの区の管理職につきましては、人事異動とともに自動的に変わるということにさせていただきましたが、ほかの委員の方につきましては、できる限りとどまっていたくようお願いしたところでございます。ただ、この小学校のPTAの代表の方と中学校のPTAの代表の方につきましては、新しい代表の方をお願いしたいということで、ご本人から申し出がありましたので、異動したという形になります。

したがいまして、今後どのぐらい異動するかというのは、その時々によっても、区の人事異動とか、あるいはこういった方々の異動の関係もありますので、今現在でははっきりとは、年度ごとにもかなりばらつきがあると考えております。

近藤委員長

わかりました。

そのほかはいかがでしょうか。特にございませんか。

(なし)

近藤委員長

では、特にないようですので、採決に入ります。

議案第29号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき決定することとします。

◎日程第2 協議

子ども総務課

(1) 平成26年度教育委員会における重要課題

近藤委員長

次に、日程第2、協議に入ります。

平成26年度教育委員会における重要課題について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、お手元にA4判の1枚の資料になりますが、平成26年度教育委員会における重要課題ということで、資料を1枚つけさせていただいております。こちらのほう、事務局で、本年度、教育委員会で重要となるであろうと思われる課題につきまして、12項目になりますが、挙げさせていただきました。

簡単にご説明させていただきます。

まず最初に、1番、「子ども・子育て支援事業計画の策定」ということですが、こちらは子ども総務課の所管になります。現在、先ほども申し上げましたが、子ども・子育て会議におきまして、子ども・子育て支援事業計画というものを現在作成中でございます。こちら、平成27年度からの計画になりますが、この内容は、主に保育園、あるいは幼稚園、そういった幼児の保育、教育の関係、それから、子ども・子育ての支援事業ということで、放課後の子どもの過ごし方等、そういった関係につきまして、向こう5年間の計

画を立てるものでございます。まだ具体の計画内容が出ていない状況ですが、今後出てくるに従いまして、こちらの教育委員会にも随時報告いたしまして、皆様のご意見を伺いたいと考えております。

2番目の「共育マスタープランの改定」でございますが、こちらにつきましては、現在の共育マスタープランが平成26年度までの計画ということになっておりますので、来年度以降に向けまして、その改定作業を本年度行うこととなります。ただ、皆様ご存じのとおり、現在教育委員会制度の改正が進んでおりまして、その中で教育大綱というものをつくるということになっておりますので、その大綱との関係等もございまして、現在こういった形で作業を進めるかというのを検討中というところでございます。

3番以下の内容につきましては、それぞれ担当の課からご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

近藤委員長
子ども施設課長

申し上げます。

3番目の「お茶の水小学校・幼稚園施設整備」でございます。猿楽町にありますお茶の水小学校・幼稚園でございますが、築40年を経過しております老朽化した小学校の校舎及び隣接する公園内に設置しております幼稚園の仮園舎の整備が課題となっておりますのでございます。教育環境の整備とあわせまして、地域の防災拠点や地域コミュニティの核としての役割も踏まえた整備の内容ですとか、またその整備スケジュール、あわせて近隣の建てかえ計画等との整合についても検討しながら、効果的、効率的な校舎、園舎の整備を進めるための整備の検討をしていくというところでございます。

以上です。

近藤委員長
子育て対策担当課長

ありがとうございます。

続いて、4番の「保育園の待機児童ゼロ対策」についてご説明申し上げます。今年度の4月1日現在では待機児童数ゼロとなっておりますが、特定園留保、希望する保育園に入れないお子さんたち、また、預けたい保護者の方たちが大体80名程度いらっしゃるという現状を踏まえまして、やはりそういう方々、また、これから新たに開発されるマンションの入居者の方々から、当然ながら、新たに保育園に入りたいという方々に対しての新たな保育所の新設または誘致というのをやっていくこととなります。

今年度の予算の中では、私立の認可保育所1園、認証保育所1園、小規模保育所1園——小規模保育所というのは19名以下の保育所になるんですが、そちらの3つを新規に開設、誘致する予定でございます。また、来年4月1日も待機児童がゼロになるよう、頑張っていきたいと思っております。

以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

続いて、5番ですか。

児童・家庭支援センター所長

「学童クラブの待機児童ゼロ対策」ということで、後ほどまた、今年度の在籍者数についてはご報告させていただきますけれども、子どもたちの放課後ということで、全国的に千代田区と同じような形で、6年生までお子さん

近藤委員長
指導課長

を預かるような制度が新年度から始まることとなります。

それで、今のところ何とか待機を出さずに済んでおりますけれども、保育園がずっと増加しているこの傾向で、そのままお子さんたちが小学生になっていくということですので、今後また、現在のままのやり方ではかなり厳しい状況になってくるということもございますので、引き続き検討してまいりまして、待機児ゼロを継続していきたいというふうに考えています。

説明は以上でございます。

ありがとうございます。

6番以降、全部で7点ほどご説明申し上げます。

まず、6番目の「心の教育の推進といじめ防止対策」ということで、昨今のいじめ問題に対しまして、千代田区教育委員会として適切な対応をしていくということが求められております。いじめ防止基本方針の策定をしたところでございまして、この基本方針に基づいて、各学校がいじめ防止対策が円滑にできるように、進捗状況等も把握していく必要があろうかと思っております。ただ、大前提として、日ごろの授業の中で、自己肯定感、自尊感情だとかを育むとともに、やはり心の教育もあわせて推進していくということで、6番目の表題になっております。そういったところの課題認識でございます。

7点目、「国際教育の推進」です。前回の教育委員会が終わった後にご意見を頂戴したところでございますので、現状の充実、ALT派遣等の充実と、今後のグローバル人材を育成するために、どのような国際教育を進めていったらいいのかという課題認識でございます。

8点目、「ICT教育の推進」。本年度、コンピューター機器がリプレイスされます。また、21世紀型能力の育成ということが今後の方向性ということを考えますと、その基礎力の1つである情報スキルの育成ということが大きな課題になってくると思っております。また、1人1台、神田一橋中学校に導入される予定になっておりますので、その検証だとか、あるいは全校児童生徒の情報モラルについての課題認識を持つ必要があるだろうと思っております。

9点目、「学力向上に向けた取組」です。やはり何といたっても公教育は、学力向上というのは経常的な課題だと思っております。特に、千代田区の特徴でありますように、できる子と、そうでない子との格差が非常に大きくなってきておりますので、そちらの解消に向けた取り組みはどんなものがあるかという課題認識があります。その中で、やはり国が行っている学力テストの公表についても議論を重ねていきながら、最終的な考え方を示していくことができると考えております。

10点目、「校外学習・体験学習のあり方」です。こちらは、昨年度、岩井臨海学園についてご協議をいただいたかと思っております。その際に、やはりこれからの宿泊行事のあり方については、一定の見直しもしていく必要があるだろうということで、課題認識をしているところでございます。

11点目、「中等教育のあり方」です。これは昨年度から検討会が立ち上が

っている課題ですけれども、中学校2校、中等1校のこれまでの10年間の成果を検証しながら、今後の10年を見据えていったときに、中学校2校、中等1校がどのように教育活動を進めていくのかというような基本的な今後の方向性を検討できればと思っております。

最後の12番目、「少人数教育・学級編制」です。こちらは、指導課と学務課の両課にまたがる課題と捉えております。将来的に、千代田区の小学校が単学級化していく、あるいは中学校も学級数が減っていく、そんな中で、少人数でも、あるいは単学級でも充実した教育ができるように、どのような教育方法がいいのか。その方法の1つとして、学級編制のあり方についてもきちんと課題認識を持ち、協議をしていく必要があるだろうなということで、12番目に挙げているものでございます。

以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

どうぞ。

子ども総務課長

今、各課長からご説明させていただきましたが、本日、12項目、重要課題として挙げさせていただきました。ただ、こちら、あくまでも事務局のほうで、現在、教育委員会においてこういったものが本年度の課題として挙げられるということで、挙げたものでございますので、本日、委員の皆様で、そのほかにも特に重要課題としてこの委員会の場で議論していく必要があるというものがございましたら、ご提示いただきたいと思いますと考えております。

また、本日挙げました内容につきまして、今後計画的に、年間を通じて議論するような形をとらせていただきたいと思います。どういった形で行うかにつきましては、それぞれの項目ごとに、またご提案させていただきたいと考えております。

この内容につきましてご質問等ございましたら、この後お受けいたしますので、よろしく願いいたします。

ご説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

今、課長からご説明があったように、今後どういう形でこれを進めていくかということ、非常に大きい部分だと思います。それは、今後のあり方というか、協議の仕方というか、再度ご提案いただくということですから、今日の段階では、今それぞれ担当の課長さんがお話をいただいた、その中で何かご質問があれば出していただけますか。

どうぞ。

古川委員

すみません、1点確認させていただきたいんですが、お茶の水小学校の整備計画ですけれども、数年前から話が挙がっておりますが、以前、例えば地域の再開発とかに絡んで、別の場所に移転させる——移転というか、近隣の大学とかと等価交換のような、そんな案もあったように思うんですが、整備するに当たって、場所が今の場所から変わる選択肢もまだ残っているんでしょうか。

次世代育成担当部長 お茶の水小学校の移転に関しましては、現地の建て替え、それから移転する建て替え、明治大学を含めた近隣とのまちづくりを含んだ総合的な調整の中で、全ての可能性がまだ考えられる状況ですので、移転の建て替えも当然視野に入っております。

古川委員 わかりました。ありがとうございます。

近藤委員長 そのほかはいかがでしょうか。

古川委員 どうぞ。

古川委員 待機児童の対策についてなんですが、今まで乳児、幼児が急激に増えてきていますよね、ずっと。それで、区としての増加の予想が、以前は、平成27年度がピークなんではないかということ伺ったことがあるんですが、それがもっと伸びていると、その後伺いました。その辺について、ピークはいつごろでしょうか。

子育て対策担当課長 区でただいま計画しております基本計画の改定の中で、人口推計を行っております。その中で、0～5歳の人口なんですが、ピーク時が平成32年ということで、今のところの推計では出ております。ただ、その推計自体が、今年の4月1日現在と、今年度の4月1日現在と、人口推計の数字、0～5歳の数字がもう150人、現実の方が多くなっております。ですので、本当に、平成32年度でピークなのかどうかというのはなかなか判断が難しいなと思っておりますが、とりあえず、今、基本計画の中で、区として人口推計をやっているピークは、平成32年度という予測をしております。

子ども総務課長 以上です。

子ども総務課長 今の子育て対策担当課長のご説明にちょっと補足させていただきます。

近藤委員長 保育園あるいは幼稚園、こちらの入園希望者、入園者数につきまして、今後どの程度の需要が見込まれるかということにつきましては、向こう5年間について、子ども・子育ての支援事業計画の中に記載するという事になっております。今現在、需要数は、まだ最終的な数は出ておりません。算出しているところですので数字が固まりましたら、子ども・子育て会議に諮りまして、そちらの意見も踏まえた上で、こちらの委員会にも一度ご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

近藤委員長 以上です。

近藤委員長 わかりました。

中川委員 どうぞ。

中川委員 主に指導課の課題についてなんですが、これだけいろいろ課題があるんですが、そのタイムスケジュールがどういうふうになっているのか、わかるかというところなんですが、

指導課長 タイムスケジュール的には、まだ詳細なプランはできていないのが正直なところなんです。特に重点的にご協議いただきたいなと思って取りかかっているのが、平成26年度の重要施策の国際教育の推進で、まずご協議をいただいているところがございます。

指導課長 それで、また1番から12番、さらに事務局で優先順位をつけて、これから

プランニングをしながら、順次ご提案していきながら、ご協議いただければと思っています。

近藤委員長

今のご質問といたしまして、今日、とりあえず12項目お示しいただいて、先ほどの課長のお言葉をおかりすれば、私どもで考えるところの追加項目があれば今後出してほしい、さらには、対応のあり方というよりも協議のあり方ですね、協議のあり方で何か感ずるものがあれば言っていただきたいというような話がございました。それだけを聞いていると、今後、計画の進行に伴いながらというんでしょうか、適宜、時宜を得た形でこの項目について協議をしていくという捉え方でいいのか、もうこのことを1つの大きい柱立てで、この協議を順に何かをやっていくのかという、そのあたりの捉えの違いで質問が出ていると思うんですね。

子ども総務課長

今後の進め方ですが、通年のこちらの議論の中で出てくるいろんな課題があると思います。例えば、幾つか例を挙げさせていただければ、1番の私どもの子ども・子育て支援事業計画であれば、子ども・子育て会議との関連がありますので、そちらの方の報告を踏まえながら、その流れに従うような形で、こちらの教育委員会でもまたご意見を伺うような形で進めさせていただきたいと考えております。

ほかに、例えばICT教育の推進がございしますが、こちらについては、区のICTの推進校であります神田一橋中学の改修工事が本年度終わりますので、そのあたりで、実際の一橋中学の改築後の様子等も見ながら、移動教育委員会という形も考えて、そういったところでもやっていきたいと思っています。ほかに、例えば国際教育につきましては、既に幾つかご意見を伺っているところもございしますし、そういった全体の流れの中で、適宜、特に重要問題につきましては、皆様のご意見、議論を深めていただくような形をとりたいと考えております。

近藤委員長

ありがとうございます。

私どもでは、示された内容について、それなりに自分の意見をまとめておくということちょっとオーバーかもしれないですが、いろいろ考えながらということでもよろしいわけですね。あと、具体的な協議の日時や場所等については、またその都度提案していただけるということですね。

子ども総務課長

そういう形をお願いいたします。

近藤委員長

はい。

どうぞ。

教 育 長

こういった課題については、今、子ども総務課長から話がありましたとおり、例えば、来年度から施行になります計画等については、それに合わせるような形で、適宜スケジュールに従ってご議論いただかなければいけませんけれども、そのほかの課題については、事前に事務局レベルでいろいろ議論させていただいて、それをもとに、こちらからこういう考えだということの提案をさせていただきたいと思っています。

それから、大きなところでは、平成27年度の予定事業とか予算に絡んでく

る部分、例えば学力向上に向けた取組ですとか、国際教育等については、平成26年度の事業展開も含めて、こちらで案を作成し、それをもとに教育委員の皆さんのご意見を伺う形も考えているところですので、その辺も含めて、スケジュール調整をしていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

近藤委員長 かしこまりました。

近藤委員長 今までのところで、全体を見通した形で何かございますか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長 では、先へ進んでまいります。

◎日程第3 報告

子育て対策担当課

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要

児童・家庭支援センター

(1) 平成26年度学童クラブ学年別在籍者一覧（平成26年5月1日現在）

指導課

(1) 教科書展示会の実施

近藤委員長 それでは、先へ進みます。

近藤委員長 日程第3、報告に入ります。

近藤委員長 全部で3件ございます。

近藤委員長 子育て対策担当課長より報告願ひます。

子育て対策担当課長 それでは、資料、A3の横の「子ども・子育て支援新制度における保育施設等の給付区分及び支給認定について」という資料に基づいてご説明申し上げます。

子育て対策担当課長 来年4月1日から、こちらの子ども・子育て支援新制度が始まります。今回はご報告ということで、新制度は、内容が多岐にわたっておりますので、定期的にこういった形の報告をさせていただければと思ひます。

子育て対策担当課長 今回、その中でも、保育施設等の給付区分及び支給認定についてご説明させていただきます。

子育て対策担当課長 それでは、資料の左上になります新制度移行前というところですが、これが今現状の千代田区の各施設でございます。上から順に、区立のこども園、検討が必要な施設と書いてございますが、幼保一体施設（幼稚園、保育所）、それからまた、区補助対象保育室、これはひまわり保育室やハイブリッドマムが対象になっております。それと、その下、区立幼稚園、私立幼稚園、認可保育所、認証保育所、そして、家庭的保育事業、こうした多様な保育施設がございます。

子育て対策担当課長 この施設が、それぞれ右側の新制度に移行する形になります。先ほどのご説明した施設につきましては、子ども・子育て支援給付という区分に入ります。そして、その中でも、施設型給付というものがございまして、この施設

型給付の中に、認定こども園、幼稚園、保育所という3形態に分かれます。

また、認定こども園につきましては、これもまた複雑で恐縮ですが、4つの形態がございます。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、はたまた地方裁量型ということで、簡単に上から順にご説明しますと、幼保連携型につきましては、学校としての教育と、保育所ですので、児童福祉施設としての保育を行うため、認可幼稚園と保育園を一体に運営する施設ということで、こちらの中の特色としましては、幼稚園教諭と保育士のそれぞれ免許をあわせ持った保育教諭が必置となっております。こちらについては、教員扱いとなります。ですので、両方とも資格を持った者が必ず必要になってくるという形です。ただ、千代田区の保育士、また、幼稚園教諭につきましては、大体7割程度は両方の資格を持っていると聞いております。

続きまして、その下、幼稚園型でございます。こちら、従来の幼稚園型に保育に欠ける子どものための時間を確保するというので、保育所機能という形で、大体認可外保育園が多いんですが、そちらをプラスした施設となっております。

その下、保育所型でございます。これは、従来の保育所にプラスして幼稚園の機能をつけ加えたというところなんですが、この幼稚園の機能というのは、保育を要する子なので、「保育に欠ける子」ではなくて、「保育を要する子」について受け入れるということで、それを幼稚園的機能と申しているのですが、そうした保育所が保育所型となります。

認定こども園につきましては、その下、地方裁量型ということで、幼稚園・保育所、それぞれ認可もなく、教育・保育の施設がこども園として必要な機能を備える施設ということで、都内ですと実は1つしかございませんで、認証保育所と、先ほど申し上げた幼稚園機能、保育を要する子が入っているような施設が、地方裁量型として今現在ございます。

そして、その下、幼稚園でございます。幼稚園の場合、新制度対応ということで、区立の幼稚園は、この新制度のほうの対応に入ってきます。

そして、新制度非対応でございますが、これは今までどおり、私学助成を受ける私立の幼稚園、千代田区内ですと、4つの私立の幼稚園がございますが、多分3つはこちらの新制度非対応になるんじゃないかと考えております。

続きまして、その下、保育所です。ここに書きました保育所というのは、認可保育所でございます。ですので、今現在、区立の保育所につきましては、また、私立の認可保育所につきましては、こちらの施設型給付の保育所となってきます。

その下の認証保育所につきましては、都制度としてそのまま残るんですが、新制度の枠外となります。新制度に対応するためには、認可化または小規模化などの対応を行う必要性がございます。

続きまして、施設型給付は今のご説明で終わります。その下の地域型保育給付というものがございます。こちらが4つございまして、小規模保育事

業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業と、こういう4つでございます。

まず、それでは、小規模保育事業からご説明申し上げます。

小規模保育事業につきましては、6人以上19人以下の小規模な保育事業ということで、小さい保育所という形で、保育士さんが子どもたちと触れ合う機会をつくるという形で、猪瀬前都知事が進めた事業がそのまま地域型保育給付と、国の制度として残っております。

そして、その下ですが、家庭的保育事業ということで、今現在、千代田区内では、あい・ぼーとさんの小さな家というところでやっている事業です。こちら、保育ママが自宅で5人以下の子どもたちの保育を行う事業でございます。

そして、その下でございます。居宅訪問型保育事業、こちら、要はベビーシッターでございます。保育を必要としている保護者の方のご家庭で保育を行う事業でございます。

最後に、事業所内保育事業ということで、これは各会社さんのほうで、保育所を会社内に設置した場合の保育事業というのが、こちらが今回、地域型保育給付の中に位置づけられてございます。

そして、子ども・子育て支援給付の中の最後に位置づけられている現金給付というところですが、こちら、児童手当が位置づけられております。

それでは、子ども・子育て支援給付につきましては以上でございまして、その下、ここが地域子ども・子育て支援事業ということで、各自治体がそれぞれこちらの法定13事業の中でやっていく事業と位置づけられてございます。実施事業については、こちらは各自治体で位置付けるという形になっております。

上から順に軽くざっとご説明しますと、利用者支援ということで、千代田区内ですと、基本的には子ども支援課の窓口、または児童・家庭支援センターの窓口で、保護者の皆さんから保育所のご利用、または児童館の利用という形で、日ごろからご相談を受けている機能でございます。ほかの自治体ですと、横浜市さんなんかは保育コンサルジュ、また、千葉市さんも行ってございますが、保育所をあっせんしたりするといった機能が利用者支援と位置づけられるというように聞いてございます。

また、その下、地域子育て支援拠点事業ということで、こちらは、基本的には、各児童館が子育て支援の拠点という形で、さまざまな事業を展開しております。

3番目が一時預かりということで、やはりこちらも児童館を中心に、保護者の方が、育児のちょっとした休憩をとりたいとかというときにお使いになる事業でございます。

4番目、乳児家庭全戸訪問事業でございます。こちら、保健所で、赤ちゃんが生まれたときに、各ご家庭を訪問して、保健師さんなどが回って、どういった形でお過ごしになられているかというのを確認する事業でございます。

す。

その下、養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業ということで、こちら、養育、障害だったり、また、さまざまな支援をするために、児童・家庭支援センターで今現在やっている事業でございます。

その下、ファミリー・サポート・センター事業ということで、こちらも児童・家庭支援センターがやられている事業ですが、実際には千代田区の社会福祉協議会にお願いして、学童クラブからお帰りになるお子さんたちをご自宅まで送っていただいたり、学童クラブが終わった後、ご家庭で少し預かっていたりなどをしている事業でございます。

そして、その下、子育て短期支援事業でございます。こちら、児童・家庭支援センターで実施していて、ショートステイ事業です。冠婚葬祭などで保護者の方がどうしても子どもの面倒を見れないときとかにお預かりしたりする事業でございます。

そして、延長保育事業でございます。こちらは、区立の保育園ですと、基本18時半までお預かりするんですが、それについて、1時間の延長保育をしたりとかしている事業でございます。

その下、病児・病後児保育事業でございます。千代田区の場合ですと、病児につきましては、病児を預かっているヘルパーさんに対してかかった経費の2分の1の補助をしております。病後児保育につきましては、現在、神田保育園、ふじみこども園、そしてポピンズナーサリー一番町、その3つで病後児保育をっております。

そして、その下、放課後児童クラブでございますが、これは後ほど、恩田所長からご説明があるとおりに、学童クラブだったり、放課後子ども教室だったりするものでございます。

その下が妊婦健診。これも保健所でいつも、妊婦健診、今14回の補助を出して実施している事業でございます。

そして、その下ですが、実費徴収に係る補足給付を行う事業ということで、こちら、現在私立幼稚園の学費補助などを出しておりますのが、多分ここに該当するのではないかと考えております。

そして、最後ですが、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業ということで、こちら、まだ国のほうで明らかになっておりませんが、こうした事業も法定の13事業として位置づけられるものでございます。

それでは、資料の左側の中段、下のほうをご覧くださいと思います。

先ほど説明した、子ども・子育て支援事業、地域子ども・子育て支援事業をお使いになる際には、利用者の認定というのを区で行う形になります。介護保険の制度を模して作った制度でございます。要介護度を認定すると思っただけであればわかりやすいかなと思います。

認定ですが、1号認定、2号認定、3号認定というのがございます。1号認定は、基本的に幼稚園をお使いになる方です。3歳以上のお子様で、教育

を希望する場合でございます。2号認定につきましては、3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合でございます。3号認定につきましては、0～2歳児のお子様で保育を希望する場合です。この認定を受けていただいた後でないと、先ほどご説明したサービスの提供ができないという形になりますので、今までは1つ事務の手続が増えた形になります。

また、※印のところですが、2号認定に該当し、ただ、その後教育を希望する方については、一旦1号認定を受け直していただく必要があります。ですので、ここで認定の号数を間違えてしまいますと、認定の受け直しが必要になります。

また、施設の認定というのも、今度、子ども支援課でやっていく必要性があります。各施設、またサービスにつきまして、区のほうで、それぞれの事業について認定を行っていくと。その上でサービスを受給していただくという形になります。

最後、一番左下の囲みでございます。

これに伴いまして、今現在、鋭意作成中でございますが、条例等の新制度の対応という形で、先ほど言いました施設の認定、利用者の認定、また、その施設の運営基準などというのが、今回新たに、来年の4月1日までにこちらを認定しましてやっていく形になります。ただし、保育園の入園が、大体10月、11月に行っていく形をとりますので、それまでにはこちらの条例を制定する必要があるということでございます。

説明は以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。ご質問ございますか。

どうぞ。

中川委員

いろいろ複雑過ぎちゃって、頭の中を整理するのが大変なんですけど、千代田区の場合を、具体的に言っていたほうがわかりやすいと思うんですが、例えば認定こども園、幼稚園、保育所、地域型とありますが、どの施設が該当するのか言っていただけますでしょうか。

子育て対策担当課長

千代田区の施設ですと、今のところ、この施設型給付のところの認定こども園というのはございません。千代田区の区立のこども園は、幼稚園と保育所、それぞれ認可を受けているんですが、認定こども園につきましては、実は認可を受けていないところでございます。

こちら、東京都の認定を受ける必要があるんですが、なぜ受けていないかと申しますと、学区域というのを、例えばいずみこども園ですと、和泉橋出張所管内のお子様たちを優先的に入れる、ふじみこども園につきましては、やはり富士見小学校の学区域のお子さんたちを優先的に受け入れるという形をとっておりますので、そちらについて、認定こども園化してしまいますと、基本的にはどこにお住まいの方でも受け入れていく必要性が出てきますので、基本的にはこのままの、今の幼稚園の認可、保育所の認可といった形でやっていくことになるのではないかなと思っております。ただ、これは

私のまだ試案でございますので、今後いろいろ検討が必要になるかとは思っております。

中川委員　　そうすると、これは制度として分かれているということで、例えばふじみこども園、いずみこども園、それから幼稚園もいろいろありますよね。それをこの中で当てはめることはできないんですか。

子育て対策担当課長　　すみません、当てはめた表もちょっと作ってはみたのですが、ちょっとそれもなかなかわかりづらくなってしまったので、この形に今回作ってお出したんですが、基本的には、区立の幼稚園ですと、右側の新制度移行後のところの幼稚園の新制度対応のほうに入ってきます。

中川委員　　それをちょっと具体的に教えていただきたいんですが。

子育て対策担当課長　　わかりました。またそちらの表を作って、次回の教育委員会の提出案件で……

中川委員　　今言っていただけでも。

子育て対策担当課長　　わかりました。区立の幼稚園につきましては、新制度対応になります。区立の……

中川委員　　ということは、幼稚園は？

子育て対策担当課長　　番町幼稚園、九段幼稚園、お茶の水幼稚園、麴町幼稚園、こちらにつきまして、この新制度対応になってきます。

中川委員　　4つですね。

子育て対策担当課長　　すみません、あと昌平幼稚園と千代田幼稚園もそうですね。

中川委員　　はい。

子育て対策担当課長　　区立の保育所につきましては、先ほどご説明したとおり、保育所はそのまま、認可の保育所として、新しい新制度対応の保育所としてなってきます。

中川委員　　ということは、麴町保育園や……？

子育て対策担当課長　　麴町保育園、それから神田保育園、西神田保育園、四番町保育園、その4つともこちらの保育所になります。

次世代育成担当部長　　私立の認可園も入っている。

子育て対策担当課長　　そうです。あと、私立の認可園としてアスク二番町、ポピンズナーサリー一番町、あと、ほっぺるランド西神田、こちらの3園もこちらの認可保育所のほうに入っております。

中川委員　　はい。

次世代育成担当部長　　あと、こども園はどこに。

子育て対策担当課長　　区立のこども園につきましては、それぞれ、幼稚園につきましては、新制度対応に入っております。ですので、先ほど6園申し上げましたが、実はいずみこども園、それとふじみこども園もこちらの新制度対応のほうに入ってきます。

中川委員　　幼稚園の中に入ってくるんですか。

子育て対策担当課長　　幼稚園の中に入ってきます。

また、それぞれいずみこども園とふじみこども園の保育所部分もその下の認可保育所のほうに入っております。

中川委員
子育て対策担当課長
中川委員
子育て対策担当課長
中川委員
子育て対策担当課長

保育の部分は認可保育所のほうに入りますよね。
入ります。
あと、認可外保育所というのは。
認可外保育所はもう、都の認証を受けているところ、10施設ですね。
千代田区の中では、どこが該当しますか。
そうですね。保育園ドルチェ、キッズスクウェア丸の内東京ビル、マミー
ズエンジェル神田駅前保育園、小学館アカデミー神保町保育園など、10カ所
の認証保育所も認可外に入っております。

中川委員
次世代育成担当部長

はい。
ちょっといいですか。こども園に関しては、今、幼稚園の新制度対応と保
育所の認可保育所になっていますけども、これをそのまま、今の制度だとこ
こに入るというだけで、新制度でそのままここにするかどうかというのは、
まだこれからということなので、平行移動するところになりますと。ちょっと
わかりにくいのが、左側の表で、新制度移行前とありますよね。この新制度
移行前で、一番上に区立こども園と書いてありますけども、この今ある区立
こども園、条例で定められていますけども、ふじみといずみは、区立こども
園という名前を、区では付けてありますが、制度的には、今現在、下の区立
幼稚園と認可保育所に該当します。ですから、制度上は、あくまでも区立幼
稚園と認可保育所です、この表でいく制度では。名前は、区立こども園とい
う名前を使っております。なので、多分わかりにくくなるのはその辺だと思
うんですね。

中川委員
次世代育成担当部長
中川委員

千代田区で独自にやった事業だからということですね。
そういうことですね。
家庭的保育事業は、あいぼーとか小さな家ですけど、小規模保育事業と
いうのはあるんですか。

子育て対策担当課長
中川委員
子育て対策担当課長

いや、今のところ、千代田区内の小規模保育事業はございません。
そうですか。
今年度、どうにか1施設できないかなと、今のところ、新規開設、誘致の
ほうを鋭意努力しているところです。

中川委員
子育て対策担当課長

あと、居宅訪問型保育事業というのは、もうやっているんですか。
千代田区としてはやっておりますが、事業者はやっております。さまざま
なところでやっておりますので、そちらについてどういうふうにやっていく
のか、先日、横浜のお子さんが埼玉のほうに連れていかれて亡くなった事件
等もございますので、ちょっとその辺も勘案しながら、どういった制度がで
きるかというのを今考えているところです。

中川委員
子育て対策担当課長

さっきドルチェとか丸の内東京ビルが認可外保育所というふうにおっしゃ
っていましたが、事業所内保育事業というのがこの下のほうにあります
けど、事業所内ということは、あくまでも1つの企業、例えば資生堂なんか
がやっている、そういうものですね。
そうですね。資生堂とか、そういう形ですね。今年、読売新聞社さんも、

事業所内保育所を開設したというのは、たしかニュースで拝見しましたので、基本的には事業所が従業員のためにお作りになる保育所です。

中川委員
近藤委員長
古川委員
近藤委員長

わかりました。ありがとうございます。

ございますか。

大丈夫です。

そのほか、なければ先へ進んでまいります。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

それでは、先へ進みます。

次に、児童・家庭支援センター所長より報告を願います。

児童・家庭支援センター所長

それでは、資料に基づきまして、学童クラブの5月1日現在の在籍者数が確定しましたので、ご報告をさせていただきます。

合計数値を見ていただきます。一番右です。1年生から3年生の合計は、全体で533名、それから、4年生から6年生までで159名ということで、全体の在籍は692名になります。

それで、ちょっと1つおわびがございまして、4月の段階でお示した数字のうち、神田学童クラブの集計のところの一部ミスがございまして、4月の時点で、4年生17名というご報告をさせていただいたんですけども、ちょっとこの人数が過大で、精査したところ、11名という形の現在数になっています。4月の時点から比べますと、それぞれ1年生から3年生は8名の増加ということで、4年生から6年生についても、今のこの単純計算のミス等を除きますと、その分、ちょうど増減がゼロなので、その6名分がプラスになっているということで、4月から5月にかけて、お子さんたちがまた増えて、在籍者数は増えているという状態になっています。

ただ、現在定員が700ということと、それから、弾力化した、さらに大きく受け入れられる形で、今800という枠がございまして、今年度に関しては、待機児は出てこないという見込みでございまして。

ということで、5月1日現在、そういった形で在籍者がいるということでございます。

説明、ご報告は以上でございまして。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問はございますか。

古川委員

何点か、もしかしたら以前説明していただいたことかもしれないんですが、まず1点、富士見わんぱくと富士見わんぱく第2なんですが、この差について、例えば富士見わんぱくの第2に2年生が入っていて、富士見わんぱくのほうには2年生が入っていないとか、場所が離れているとか、その違いは何でしょうか。

児童・家庭支援センター所長

まず、第1、第2いうところは、お部屋を2つに分けているというところがあります。それで、今回富士見は第2ということで、わんぱくひろばの中の部屋を1つ専用で使う形で、部屋を分けました。分けた流れの中で、同じ学年のお子さんたちが一緒に集まっているほうが、多分、人間的に、指導者

も1つにまとまった場所で同じ学年のお子さんを見たほうが、安全という部分も確保できるので、今回富士見のほうは、運用の中で、1年生、2年生に別々のお部屋を使っていただくという流れで、学年できれいに分かれる形で運用しているというふうな状況です。

古川委員 5月1日の在籍数が、第2がゼロになっているというのは、例えば2年生のお子さんたちが慣れてきたから、わんぱくの1のほうと一緒になったということなんでしょうか。

次世代育成担当部長 一番下のゼロですか。

古川委員 はい。

次世代育成担当部長 これは去年。

古川委員 そうですね、去年の。

児童・家庭支援センター所長 すみません、一番下の数字は去年の数字で、ゼロになっているところは、増えているというところで見ただけだと。

古川委員 わかりました。それですっきりしました。今年増設されているから、去年はゼロだったということですね。わかりました。

すみません、以上です。ありがとうございます。

近藤委員長 ほかにございますか。

(なし)

近藤委員長 では、先へ進みます。

次に、指導課長より報告を願います。

指導課長 指導課報告の教科書展示会の実施についてご報告を申し上げます。

資料をご覧ください。

例年行われている教科書展示会でございます。目的については、資料に書いてあるとおりでございます。

2の内容のところなのですけれども、今年度、小学校の教科書の採択替えがございます。そこで、法定展示会の14日間に加え、特別展示会を10日間開催することになっております。

実際の展示期間は、3番に書いてありますように、6月3日火曜日から6月27日金曜日までの24日間となります。なお、会場である千代田図書館の休館日である6月22日日曜日は除いてございます。

4番の展示時間ですけれども、会場であります千代田区図書館の開館時間と同じでございます。曜日ごとのものについては、ご覧いただければと思います。なお、最終日だけは日曜日と同じになっております。

5番の展示教科書でございますが、小学校、中学校・中等教育学校の前期課程、並びに中等教育学校の後期課程の3つの区分で、各教科の教科書を展示する予定でございます。

最後の6番は、展示会場が千代田図書館の第3研修室で、例年と同じところになります。

以前からさまざまな改善のご意見をいただいているところなのですけれども、千代田図書館との協議を進めながら、例年と同じような開催になろうかと思

近藤委員長 います。
ありがとうございます。
いかがでしょうか。
どうぞ。

中川委員
指導課長 選定委員というのは、いつごろ決まりますか。
今年度の小学校の教科書採択替えの事務に関しましては、6月10日の教育委員会でご報告を申し上げるところでございます。実際に、小学校長会のほうには、5月9日の段階で、今年度、小学校の教科書採択替えがありますということで、選定委員、調査委員、並びに各校の研究会の実施について、また、教科書の見本本を各学校に回覧をする予定になってございますので、大まかなところをご説明申し上げております。今月末に、小学校長会へ選定委員の推薦をお願いするところでございます。実際に、各学校で見本本を回覧し始めるのが、6月の中旬から回覧し始めまして、研究を進めてまいりたいと思っております。
なお、6月10日の教育委員会の定例会のご報告を受けまして、6月13日金曜日に第1回の選定委員会を実施する予定でございます。

近藤委員長 ほかにはございますか。
中川委員 私たちが見せていただくとしたら、どこになるのでしょうか。
指導課長 基本的には、教育長室に1セットご用意をしております。当然、教科書展示会の中でご覧いただくことも可能なのですが、基本的には教育長室にセットを用意してございますので、こちらに来ていただければ、いつでもご覧になっていただける形になります。

中川委員 あれは、持ち出しはいけないんですね。
指導課長 基本的には、教育長室に置いてあるものは、持ち出しはできないことになっておりますが、学校の見本本の閲覧が終わりますと、若干見本本に余裕が出てきますので、教育委員さんの分が見本本として来てございますので、ご希望によっては、ご自宅にお持ち帰りすることも可能ですので、その時期等につきましては、またご相談をさせていただければと思います。

中川委員 あと、もう1点、教育研究所には置いてありますよね。
指導課長 基本的に、教育研究所のものも、教科書展示会が終わらないと、研究所には置いてはございませんので、要は教科書センターとして教育研究所は位置づけられているのですが、教科書展示会が別会場で行われる場合は、基本的に教科書センターの教科書を教科書展示会に持っていきますので、研究所にはない状態になります。

近藤委員長 よろしいですか。
中川委員 ありがとうございます。
近藤委員長 私から1点ですが、先ほど6月10日の教育委員会で詳細についてというお話がありましたけれども、ちょうど1年ほど前でしょうか、教育再生実行本部から、教科書選定は我々ではないですけど、採択や何かのあり方に関する答申のようなのが出ていますよね。例えば、私なんかは、えっ、と思うよう

な内容のものがあつたんですが、1つのところで長い間同じ教科書を使っているのは、何か考える余地があるのではないかと、そういうたぐいの文言が載った、6月25日に出ていると思います。ちょっと調べていただいて、そんな資料も一緒にいただけるとありがたいです。

指導課長 今ご指摘の点につきましては、調べていきたいと思っております。毎年、教科書採択が行われるときには、国からの教科書採択の方針、また、東京都からも同様な採択方針というものが出されてきております。そこには、やはり正式な環境で、公正、公平に教科書を採択すべきであるというような留意事項が書いてありますので、それとあわせて確認をさせていただきたいと思っております。

近藤委員長 お願いします。
そのほかはいかがでしょうか。
先へ進んでよろしいですか。

(了 承)

近藤委員長 それでは、先へ進みます。

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(6月5日号)掲載事項

近藤委員長 それでは、その他報告事項に入ります。

最初に、子ども総務課長より報告を願います。

子ども総務課長 それでは、子ども総務課から2点続けてご報告いたします。

まず、教育委員会の行事予定表、こちらにつきましては、今月27日から来月までの予定表につきまして、本日机上に置かせていただいております。1件1件ご説明のほうは省略させていただきます。

もう一つ、広報千代田6月5日号の掲載予定でございます。

こちらにつきましても、ホチキスどめのもの、一部資料として本日おつけしております。ご説明は特に省略させていただきます。

以上です。

近藤委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

中川委員 この間の行事予定表の中に、麴町中学の運動会の予定が入っていなかったんですね。時々抜けているときがあるので、ほかの件に関しても、気をつけていただきたいと思います。

指導課長 大変失礼をいたしました。各所管で確認はしているところですが、今後このようなことのないように注意したいと思います。

近藤委員長 よろしく願いいたします。

そのほか、各課長さんから緊急で何かございますか。よろしいですか。

近藤委員長 (な し)
教育委員からはいかがでしょう。よろしいですか。

近藤委員長 (な し)
それでは、特にないようですので、以上をもって本日の定例会は閉会いたします。ありがとうございました。